

「学校いじめ防止基本方針」

令和8年(2026年)4月6日
北海道天塩高等学校

学校いじめ防止基本方針

北海道天塩高等学校

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは多種・多様化し学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに深く傷つき不登校や自殺に及ぶ生徒もおり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題となっている。そこで、いじめはどの生徒にも起こり得ることを踏まえ、全ての生徒がいじめに向かうことがないよう豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いを尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成するとともに、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見・早期解決を図るための「北海道いじめ防止基本方針」(平成26年8月制定 令和5年3月改訂)を受け、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係(学校外の塾やスポーツ少年団なども含め、学校や市町村の内外を問わない)にある他の生徒等が行う心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

○インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

○生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの生徒が被害生徒としてだけではなく加害生徒としても巻き込まれることや、被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処を行う場合もあるが、これらの場合であっても、いじめに該当するため、いじめ防止・対策委員会」で情報共有して対応する。

○「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒(以下「被災生徒」という。)」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの要因

- ・いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ・いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・いじめの衝動を発生させる原因としては、
 - ①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、
 - ②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、
 - ③ねたみや嫉妬感情、
 - ④遊び感覚やふざけ意識、
 - ⑤金銭などを得たいという意識、
 - ⑥被害者となることへの回避感情

などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- ・いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはしない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要である。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ防止・対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止・対応委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ防止・対応委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を継続する。

(5) 「学校いじめ防止基本方針」の周知・点検・見直しについて

- この方針は、入学式後や「保護者と先生の会」総会の折に、保護者に周知する。
- 学校ホームページにも更新されたものを逐次掲載する。
- 年度末に「いじめ防止・対策委員会」において取組状況の点検を実施する。
- 生徒主体の「いじめ防止会議」において、積極的に生徒の意見を聞き取る。
- 年度の変わり目で、必ずこの方針の見直しに取り組む。

3 学校の対応

(1) いじめに対する基本的な考え方

日頃から、教育活動全体と通じて「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりのため、「いじめは、どの生徒にも、どの学校にもおこりうる」「いじめの未然防止は、学校・教職員の最重要課題」との認識に立ち、「すべての生徒が安心して通い、主体的な学習ができる学校」「規範意識や自他の生命を尊重する心を育む学校」「いじめを生まない学校」づくりに努める。

(2) いじめ防止の指導体制・組織的対応

① 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙1 「日常の指導体制（未然防止・早期発見）」

② 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙2 「緊急時の組織的対応（いじめへの対応）」

4 いじめの予防

(1) 社会性を育む指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実
- ・いじめ防止会議の実施（5月）

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（年3回程度、年度はじめ、長期休業前後に学年ごとに実施）
- ・天高トークの活用（月当たり1～2回、SC及びSSWとの面談機会の確保）

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」等を活用した情報モラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の充実

(7) 教職員のいじめに関する研修の実施

- ・いじめ防止・対応委員会にて企画し、年1回以上、全教職員参加で実施する。
- ・生徒指導力の向上に係る内容も含める。
- ・SCやSSWを交えた委員会の実施を適時に行い、教職員全体にフィードバックする。

5 いじめの早期発見

(1) いじめの発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

また、いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。別紙2「緊急時の組織的対応（いじめへの対応）」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙3

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙4

(4) 相談体制の整備

- ・ 相談窓口の設置・周知

(5) 定期的調査の実施

- ・ アンケートの実施（5月、10月、1月）

(6) 情報の共有

- ・ 報告経路の明示・報告の徹底
- ・ 職員会議等での情報共有
- ・ 要配慮生徒の実態把握
- ・ 進級時の引継ぎ

(7) 教職員が得た、いじめに係る情報を「いじめ防止・対策委員会」につなぐ手続き

①情報を得た教職員は、速やかに、他の生徒に聞かれる可能性のない場所で、生徒指導部長及び管理職に、得られた情報について、客観的に報告する。

②報告を受けた教頭は、速やかに、校長室にて、校長へ、内容を整理して伝える。

③校長の了解の元で教頭と生徒指導部長は、速やかに、必要に応じて、追加の聞き取りや周囲への聞き取りを行うべく、対応する教職員の人選を行い、守秘に注意して聞き取るように指示をする。

④集まった情報を整理した上で、教頭は、校長に報告したのち速やかに、会議室にて、「いじめ防止・対策委員会」を開催する。その際、廊下等で生徒が聞き及ぶことのないように注意する。

6 いじめへの対応

教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに組織に報告・相談する。また、複数の教職員で生徒への事実関係の聴取や具体的な対応を行うなど、組織的に対応する。いじめの事実の有無を確認し、管理職に迅速に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・暖かい人間関係をつくる

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で臨むと同時に、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・いじめの解消については、北海道いじめ防止基本方針にそって判断する
- ・必要がある場合は懲戒を加える
- ・個人情報、プライバシーに十分配慮する

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

被害・加害生徒の保護者へは、原則として、複数の教職員が家庭訪問をするなどして、対応する。保護者からの要望等に関しては、組織で検討することとし、期日等を明示して回答するなど、誠意をもって対応する。相談・対応の窓口を一本化する。

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・ 生徒や保護者の心情に配慮する
- ・ 行動が変わるためには保護者の協力が必要である

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある

- ・ 相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が率先して対応する等、有効な対応を工夫する
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

① 教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との連携

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係機関との連携

- ・ 家庭での養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、ネット上で文字や画像を使い特定の生徒を誹謗中傷する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどなどの行為が「ネットいじめ」であり犯罪行為であることを踏まえ、こうしたいじめを防止し効果的に対処する取組を進める。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・フィルタリングの推奨
- ・保護者の見守り

② 情報教育の充実

「教科情報」における情報モラル教育の充実

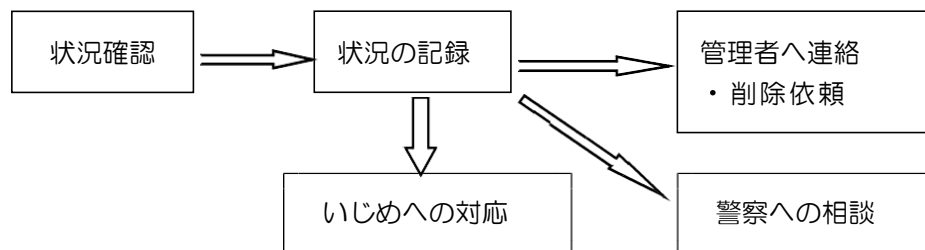
③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、速やかに道教委に報告するとともに、「北海道いじめ防止基本方針」や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処し、事実関係を明確にする調査を行い、道教委が設置する重大事態調査のための組織の支援を得て解決にあたる。

児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

9 北海道天塩高等学校における「いじめ防止基本方針」の周知・点検について

(1) 周知

- 入学時に保護者へ本校ホームページに掲載されている旨を説明する。
- 本校ホームページに全文データをPDFにて掲載する。
- 春に行われる生徒主体の「いじめ防止会議」にて全校生徒へclassroomにて配信する。

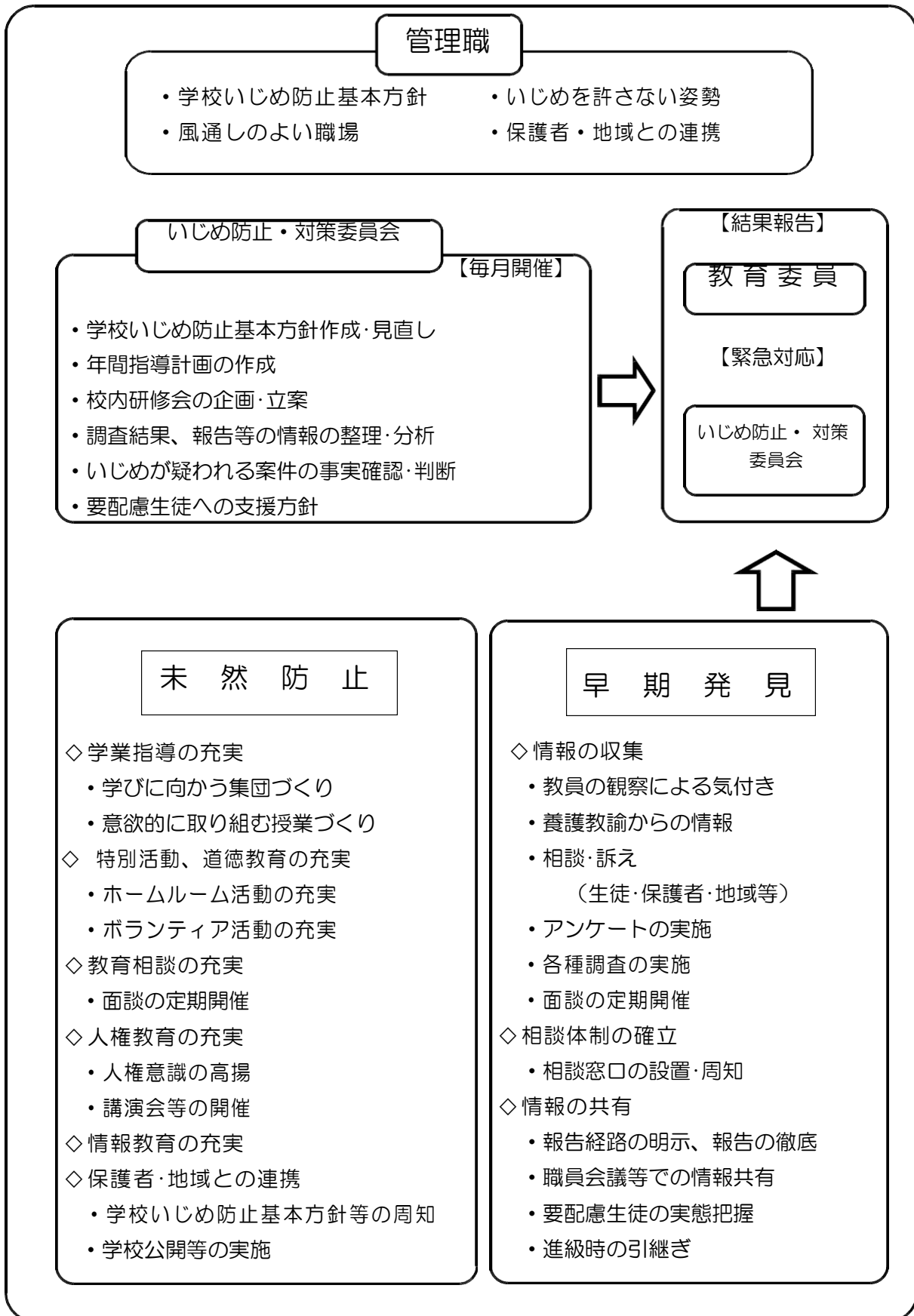
(2) 点検

- 常時、地域や保護者からの意見に耳を傾け、いじめ防止・対応委員会で検討する。
- 「いじめ防止会議」にて、生徒による点検・改定案の作成を促す。
- いじめに係る校内研修の際に、全教職員で点検をする。

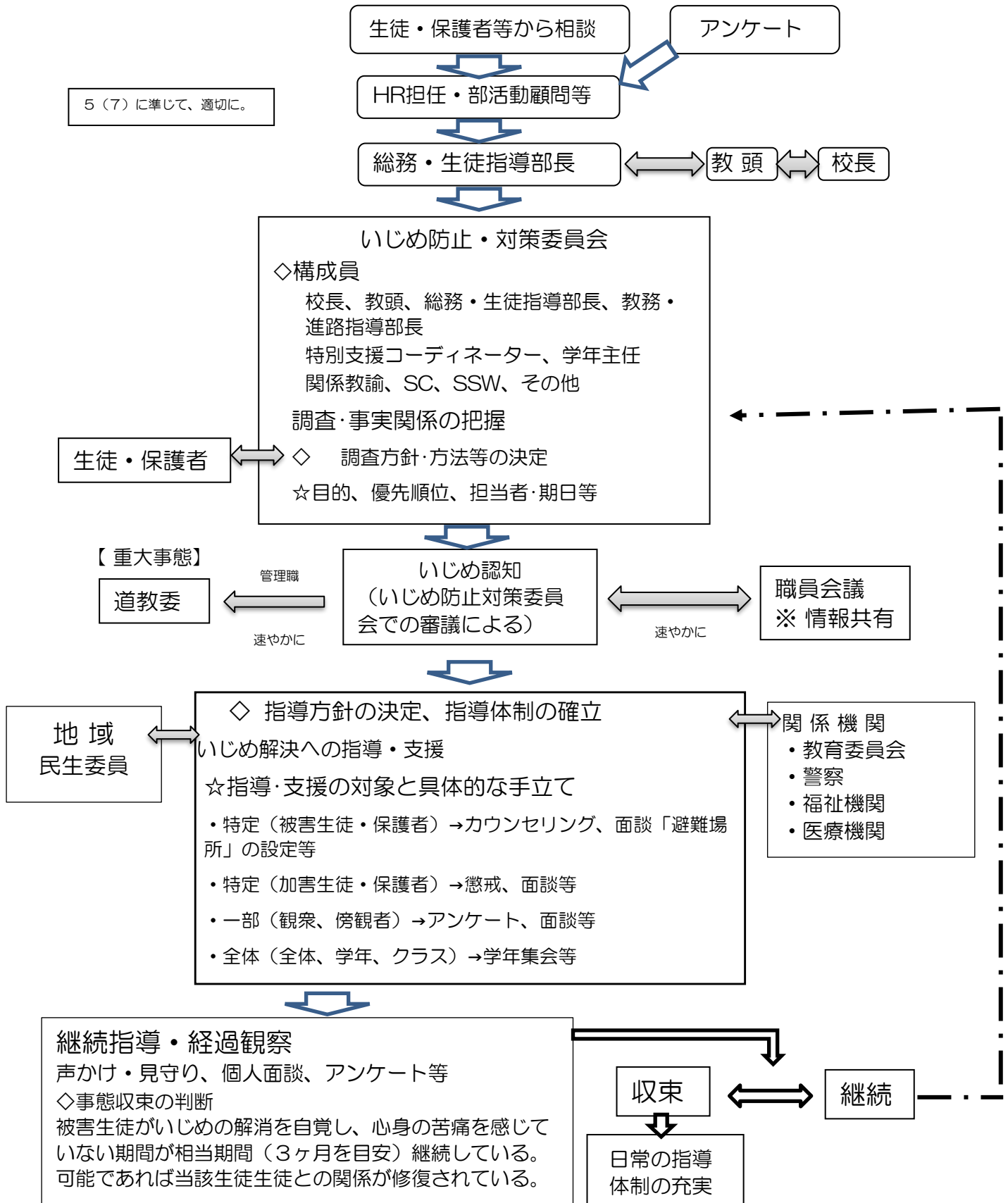
(3) 改定

- 上記(1)(2)を経て、いじめ防止・対応委員会にて、前期末・年度末に改定案を審議し、職員会議にて決定する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登 校 時 朝のSHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 提出物を忘れて、期限に遅れる <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授 業 中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている <input type="checkbox"/> 一人で清掃している
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 教室等において仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

別紙4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる <input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる <input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る <input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い
<input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある <input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サイン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる <input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる <input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする <input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする <input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする <input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがあったりする <input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある <input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る <input type="checkbox"/> 成績が下がる
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする <input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする <input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる <input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる

1 いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

- ・北海道天塩高等学校いじめ防止・対策委員会
校長、教頭、総務・生徒指導部長、教務・進路指導部長、特別支援コーディネーター、学年主任、関係教諭、その他

2 いじめの存在を認知し、重大事態が発生した場合の指導体制を以下の通りとする。

- ・北海道天塩高等学校いじめ防止・対策委員会
校長、教頭、総務・生徒指導部長、教務・進路指導部長、特別支援コーディネーター、学年主任、関係教諭、その他

いじめ防止 年間計画

月	取組	備考
4月	いじめ防止・対策委員会の開催 SC、SWW面談の実施 基本方針の確認・公表	(公表) 入学式、保護者総会等で説明 学校ホームページに掲載
5月	いじめ防止・対策委員会の開催 SC、SWW面談の実施 いじめ防止会議の実施	(いじめ防止会議) 生徒主体
6月	いじめ防止・対策委員会の開催 SC、SWW面談の実施 アンケート実施	
7月	いじめ防止・対策委員会の開催 SC、SWW面談の実施 長期休業前の啓発指導	
8月	いじめ防止・対策委員会の開催 SC、SWW面談の実施	
9月	いじめ防止・対策委員会の開催 SC、SWW面談の実施	
10月	いじめ防止・対策委員会の開催 SC、SWW面談の実施	
11月	いじめ防止・対策委員会の開催 SC、SWW面談の実施 アンケート実施	
12月	いじめ防止・対策委員会の開催 SC、SWW面談の実施 長期休業前の啓発指導	
1月	いじめ防止・対策委員会の開催 SC、SWW面談の実施	
2月	いじめ防止・対策委員会の開催 SC、SWW面談の実施	
3月	いじめ防止・対策委員会の開催 SC、SWW面談の実施 取組の振り返り 基本方針の見直し	
月例 取組	・個別面談の実施(折々に適時) ・教科やホームルームでの啓発	